

戦時下の杉並の様子

一 空襲の被害

東京都援護課および帝都防空本部の調査による昭和二十年六月十九日までの空襲のうち、杉並区の被害の総計をあげるとつぎのとおりである。死者一八一名、負傷者六一一名、行方不明四名、家屋全壊七一棟、同半壊一一六棟、全焼一万一八四〇棟、半焼一四〇棟、罹災者四万三〇五九名、なお空襲の年月日、罹災地区、人的被害をしめすと、次表にみられるようになる。

杉並区内における空襲の被害

第一回	年月日	罹災地区	人的被害
二	昭和三・二・二四 三・三	清水町、沓掛町、荻窪四丁目、天沼一、三丁目、向井町、中通町の各一部 大宮前六丁目、西荻窪一、三丁目の各一部、高井戸第四国民学校、住吉町、天沼一、二、三丁目、西高井戸二丁目、久我山三丁目、井荻一、二丁目、柿木町、矢頭町、高円寺二丁目、和田本町、荻窪二、三丁目、東荻町	死者一名 負傷八名
三	三・七	荻窪三丁目、沓掛町、方南町の各一部	死者一名 負傷八名
四	三〇・一・九	荻窪三丁目、沓掛町、方南町の各一部	死者一名 負傷八名
五	一・七	西荻窪駅	死者一名 負傷二名
六	二・六	和田本町(日本軍機墜落による被害)	
七	二・五	阿佐ヶ谷一丁目	

八	三・四	天沼三丁目、向井町、下井草町、沓掛町、西田町一丁目	死者三名 負傷三名
九	三・五	井荻町	死者一名
一〇	四・二	今川町、四宮町、柿木町	
一一	四・七	善福寺町、久我山三丁目の一部	
一二	四・三	下井草町、向井町、八成町、四宮町、神戸町	
一三	四・三	阿佐ヶ谷五丁目、馬橋三、四丁目、高円寺五、六、七丁目	死者二名 負傷一五名
一四	四・九	久我山岩崎通信機会社	死者一名 負傷二名
一五	五・四	高円寺二、三、五丁目、馬橋一丁目、松ノ木町	死者七名 負傷三名
一六	五・五	永福町、高円寺一、二、三、六、七丁目、馬橋二、三、四丁目、阿佐ヶ谷一、三丁目、上高井戸三、四、五丁目、下高井戸、方南町、和田本町、堀ノ内、松ノ木町、大宮町、和泉町、荻窪一丁目、沓掛町、神明町、大宮前六丁目、東荻町、中通町	死者五五名 負傷五六名
一七	六・二	東京都水道局善福寺揚水ポンプ場	
一八	六・三	宿町	負傷一名

また東京空襲を記録する会「東京大空襲の記録」では

死者 一八一
重傷 一〇三人
軽傷 五〇八人
不明 五人
罹災者 四三、〇五四人
となつてゐる。

なおこれと同時に記録しておかなければならないことは、空襲

が本格化してくる十九年十二月には、国民学校授業短縮が命ぜられ、また二十年にはいと空襲による学校の被害も増大し、戦時下における教育は、疎開とうちつづく空襲によって大きな痛手をうけていったことである。空襲による被害は、二十年五月、杉並第三、杉並第六、杉並第十、西田、新泉、堀之内、和田、方南国民学校が全焼したほか、杉並第一、杉並第七国民学校が半焼、桃井第五国民学校の一部が破壊という甚大なものであった。

(「杉並区史」より)

二 疎開状況

○建物疎開

まず防火上の処置をこうしようという目的で空地帯を都市区域に留保したのであるが杉並区においては、内環状空地帯としては和田堀空地帯、内放射空地帯としては下神田上水空地帯、外放射空地帯としては上神田上水空地帯および上妙正寺川空地帯が指定されている。

しかしこのようなたんなる防火空地や空地帯の温存程度では、空襲による被害の局限化をはかることはむずかしいところから、同十八年十月十五日に「帝都及重要都市ニ於ケル工場家屋等ノ疎開及人員ノ地方転出ニ関スル件」を閣議決定し、ここで疎開施策もあたらしい段階にはいることになる。そして東京都でも、これをうけて同年十一月、東京都方面疎開事業所処務規定をさだめ、三方面にわけて疎開事業を処理する事業所を設けている。こうして同十九年一月二十六日、政府は内務省告示により、第一次建物疎開地域指定をおこない、建物強制疎開が実施されることになる

が、その対象となったのが渋谷駅前の密集地帯十数軒であった。

ついで内務省は、同十九年三月三十日に第二次指定、四月十七日に第三次指定、五月四日に第四次指定、翌二十年一月十一日は第五次指定をおこない、さらに同年三月十日の東京大空襲後の三月十七日には第六次指定がおこなわれることになるが、杉並区ではこの間、疎開空地帯(防火帯)、重要施設疎開空地(重要工場付近広場)、および交通疎開空地(主要駅付近広場・道路)として強制疎開にかかった地域は、次のとおりである。

(阿佐ヶ谷付近) 一 中杉通り、国鉄阿佐ヶ谷駅から南青梅街道まで、二 桃園川の両岸、三 蚕糸試験所前から北へ現在の環状七号線に沿い早稲田通手前の電信隊演習場まで、四 国鉄阿佐ヶ谷駅附近線路両側、五 青梅街道、区役所向いの側。

(荻窪周辺) 一 国鉄大踏切より北側の現在バスターミナルまで、二 国鉄荻窪駅南側の大踏切より現在地下鉄西出口付近まで、

三 国鉄駅北口、新駅工事現場より西にむかい白山通りまで。

(西荻窪周辺) 一 国鉄西荻窪駅南口の商店一〇軒、現在の広場付近六軒、二 駅北口バスターミナル付近。

(高円寺周辺) 一 国鉄高円寺駅北口、踏切から現在の根津通りまで、二 駅南口、アーケード街より現在のゼミナルまで、三 駅広場(南口および北口とも)付近。

ではその決定は、どのようにしておこなわれたのだろうか。当時、杉並区役所職員で直接この業務を担当されていたK氏によると、つぎのような手続によっていたといわれる。「私の記憶では……東京都から建物疎開について通牒(命令)がくると、区では区長、警察署長、該当町会長等の関係者によってただちに区の計画を策定し、都に提出して承認を受けて事業決定をしました。

決定すると区長は関係職員に計画をしめし、職員は、計画にしめされた線引きによって町会長と同行のうえ該当する家をたずね、通告をしました。計画の線引きは、まったくなんの考慮なしに事務的におこない、線はヒサシがかかっても、その家は取りこわしに該当するという規則どおりのもので、ひとつの例外も認められない状況でした……」。

まさに戦時ならではの荒療治であったといえる。しかしこのようにして家を失っていった人たちが、疎開の犠牲者であったとすれば、人員疎開もまたこれにおとらず、区民の生活に痛手をあたえていったといえる。

〔杉並区史〕より

○学童集団疎開

学童集団疎開の状況については、次の表に掲げるとおりである。

杉並区の学童集団疎開状況(資料不備・不足による不明・推定あり)

学校名	疎開先	疎開期間
杉一	長野県小県郡西内村鹿教湯(現丸子町)	昭和一九、八、二四— 一〇、四、七
杉一	北佐久郡御代田村(現御代田町)	昭和二〇、四、八— 二〇、二、八
杉一	中佐都村(現佐久市)	昭和二〇、四、八— 二〇、二、七
杉一	三岡村()	昭和二〇、四、八— 二〇、二、三
杉一	高瀬村()	昭和二〇、四、八— 二〇、二、八
杉一	岩村田町()	昭和二〇、四、八— 二〇、二、八

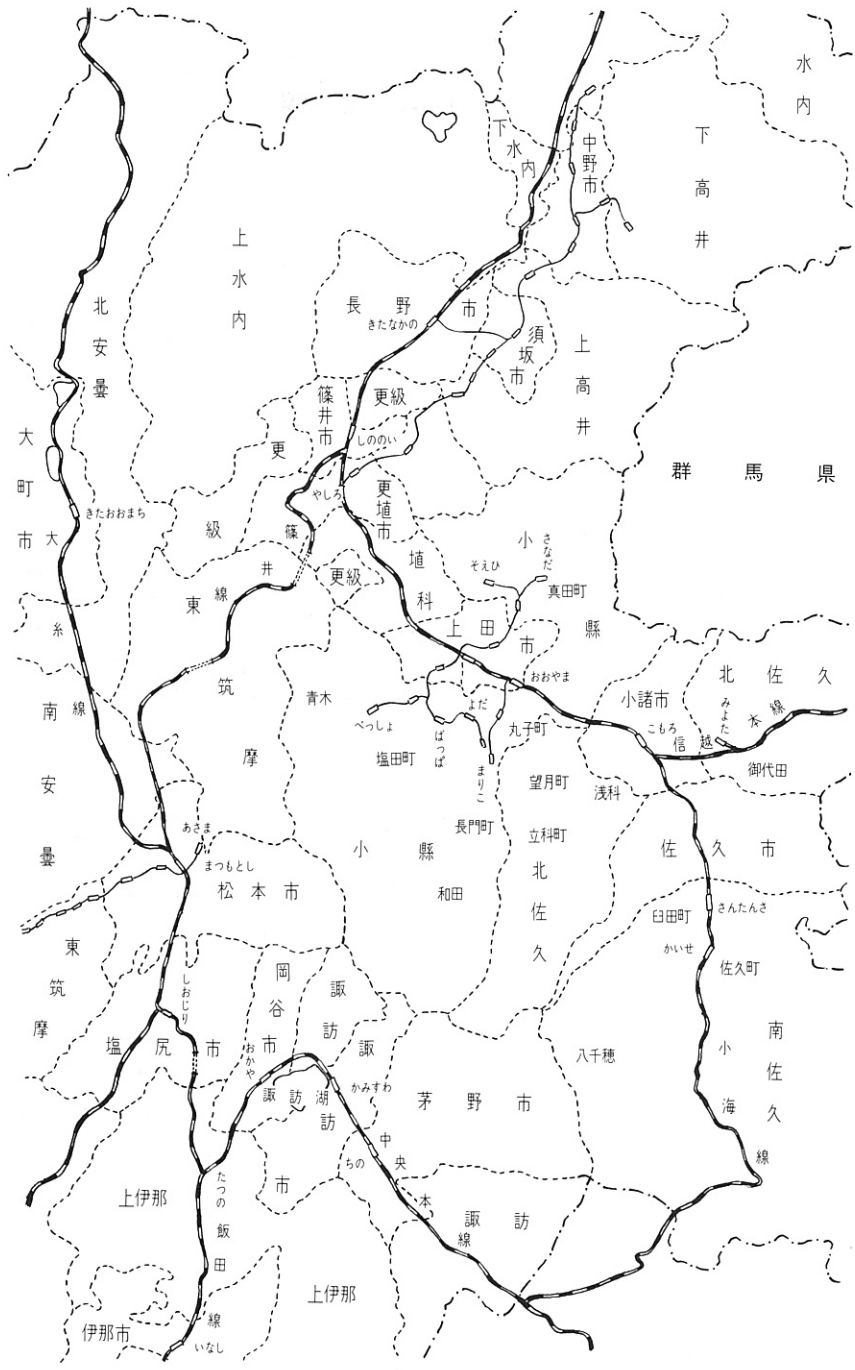
杉一	長野県北佐久郡三井村(現佐久市)	昭和二〇、四、八— 二〇、二、八
杉二	小県郡長村(現真田町)	昭和一九、八、一六— 二〇、二、二
杉二	殿城村(現上田市)	昭和二〇、五、四— 二〇、二、六
杉二	豊里村()	昭和二〇、五、四— 二〇、二、九
杉三	宮城県黒川郡吉岡町(現大和町)	昭和一九、九、五— 二〇、二、五
杉三	志田郡古川町(現古川市)	昭和一九、九、五— 二〇、二、五
杉三	松山町(松山町)	昭和一九、九、五— 二〇、二、五
杉四	宮城県廣瀬村作並(現仙台市)	昭和一九、九、六— 二〇、二、三
杉四	志田郡古川町(現古川市)	昭和一九、九、六— 二〇、二、三
杉四	荒雄村()	昭和一九、九、六— 二〇、二、三
杉五	長野県小県郡別所村(現上田市)	昭和一九、八、二三— 二〇、二、三
杉五	中塩田村()	昭和二〇、五、五— 二〇、二、九
杉五	東塩田村()	昭和二〇、五、五— 二〇、二、九
杉六	宮城県名取郡高館村(現名取市)	昭和一九、九、一〇— 二〇、二、一
杉六	栗原郡築館町(築館町)	昭和一九、九、一〇— 二〇、二、一
杉七	長野県小県郡西内村鹿教湯(現丸子町)	昭和一九、八、一七— 二〇、二、七
杉七	霊泉寺()	昭和一九、八、一七— 二〇、二、七
杉八	宮城県宮城県松島町(松島町)	昭和一九、九、一六— 二〇、三、一〇

杉八	宮城県刈田郡福岡村鎌先(現白石市)	昭和二、九、六、三
杉八	柴田郡村田町(村田町)	昭和三、三、三
杉九	長野県小県郡西内村靈泉寺(現丸子町)	昭和二、八、八、六、五、六
杉九	丸子町(丸子町)	昭和二、九、三、三
杉九	東内村(現丸子町)	昭和三、五、一、三
杉九	長久保新町(現長門町)	昭和三、六、三
杉九	長窪古町()	昭和三、六、三
杉九	和田村(和田村)	昭和三、六、三
杉十	青木村沓掛(青木村)	昭和二、八、三、三、初
杉十	北佐久郡北御牧村(北御牧村)	昭和三、四、初、二
杉十	三都和村(現立科町)	昭和三、四、初、二
杉十	協和村(現望月町)	昭和三、四、初、二
杉十	本牧村()	昭和三、四、初、二
若杉	小県郡別所村(現上田市)	昭和二、八、三、三、三
若杉	中塩田村()	昭和三、四、初、五
若杉	富士山村()	昭和三、四、初、五
西田	別所村()	昭和二、八、二、四、五
西田	依田村(現丸子町)	昭和三、四、初、五

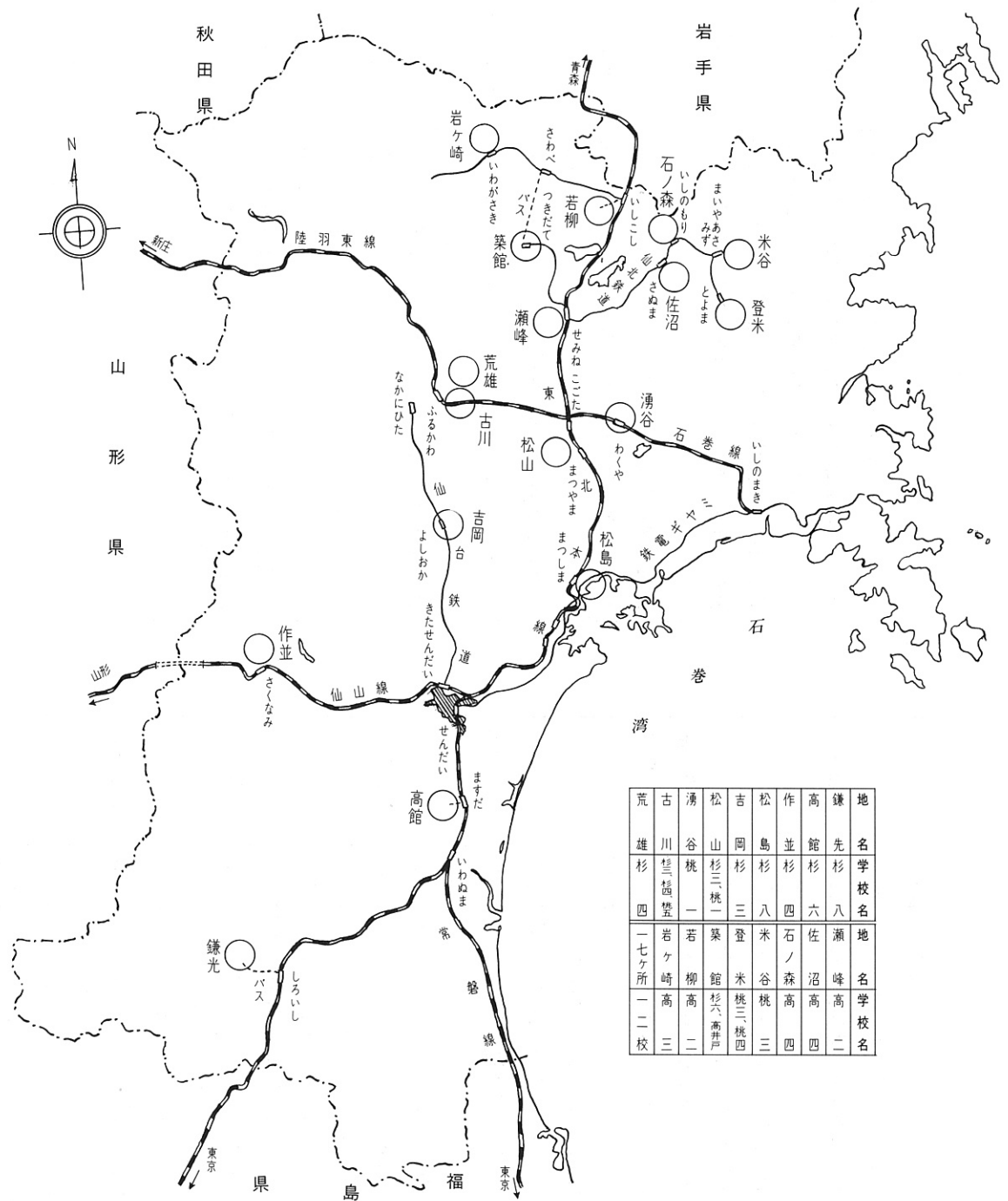
西田	長野県小県郡長瀬村()	昭和三、四、初、五
西田	塩川村()	昭和三、四、初、五
桃一	宮城県志田郡涌谷町(涌谷町)	昭和二、九、四、五
桃一	松山町(松山町)	昭和二、九、四、五
桃一	南郷村(南郷町)	昭和三、五、一、五
桃二	長野県小県郡別所村(現上田市)	昭和二、八、二、四、五
桃二	南佐久郡前山村(現佐久市)	昭和三、四、九
桃二	切原村(現白田町)	昭和三、四、九
桃二	白田町(白田町)	昭和三、四、九
桃二	栄村(現佐久町)	昭和三、四、九
桃二	穂積村(現八千穂村)	昭和三、四、九
桃三	宮城県登米郡登米町(登米町)	昭和二、九、五、二
桃三	米谷町(現東和町)	昭和二、九、五、二
桃四	登米町(登米町)	昭和二、九、五、二
桃五	志田郡古川町(現古川市)	昭和二、九、六、三
高井戸	栗原郡築館町(築館町)	昭和二、九、四、三
高二	藤里村(現瀬峯町)	昭和二、九、五、二
高二	若柳町(若柳町)	昭和二、九、五、二

学校名	疎開先	疎開期間
高三	宮城県栗原郡岩ヶ崎町(現栗駒町)	昭和一九、九、五、 一〇、一〇、二四
高三	金成村(現金成町)	昭和一九、九、五、 一〇、一〇、二四
高三	澤辺村()	昭和二〇、 一〇、一〇、二四
高四	登米郡石ノ森町(現中田町)	昭和一九、九、六、 一〇、一〇、二四
高四	佐沼町(現迫町)	昭和一九、九、六、 一〇、一〇、二四
大宮	長野県北佐久郡小諸町(現小諸市)	昭和一九、八、三、 一〇、一、二
大宮	北大井村()	昭和一九、八、三、 一〇、一、二
大宮	中津村(現浅科村)	昭和一九、八、三、 一〇、一、二
大宮	南佐久郡平根村(現佐久市)	昭和二〇、四、 一〇、二、四
新泉	北佐久郡小諸町(現小諸市)	昭和一九、八、三、 一〇、八、二
新泉	大里村()	昭和一九、八、三、 一〇、二、八
新泉	御代田村(現御代田町)	昭和一九、八、三、 一〇、二、八
新泉	南佐久郡野沢村(現佐久市)	昭和一九、八、三、 一〇、二、九
新泉	志賀村()	昭和二〇、四、 一〇、二、九
新泉	岸野村()	昭和一九、 一〇、二、四
新泉	畑八村(現八千穂村)	昭和二〇、八、三、 二、三、五

新泉	長野県北佐久郡海瀬村(現佐久町)	昭和二〇、八、三、 一〇、二、一
新泉	伍賀村(現御代田町)	昭和二〇、四、 一〇、二、一
堀之内	本牧村(現立科町)	昭和一九、八、二、 一〇、二、八
堀之内	芦田村()	昭和一九、八、二、 一〇、二、八
堀之内	横鳥村()	昭和一九、八、二、 一〇、二、八
和田	春日村(現望月町)	昭和一九、八、二、 一〇、二、七
和田	布施村()	昭和二〇、五、 一〇、二、七
方南	春日村()	昭和一九、八、二、 一〇、二、二
方南	本牧村()	昭和一九、八、二、 一〇、二、二
方南	南御牧村(現浅科村)	昭和一九、八、二、 一〇、二、二
立教	小県郡別所村(現上田市)	昭和一九、八、三、 一〇、四、八
立教	南佐久郡青沼村(現白田町)	昭和二〇、四、 一〇、二、七
富津	千葉県君津郡富津町(現富津市)	昭和一九、七、 一〇、二、一



長野県疎開先略図



荒雄	古川	湧谷	松山	吉岡	松島	作並	高館	鎌先	地名
杉	三	桃	三	三	八	四	六	八	学校名
四	四	一	一	一	三	二	二	二	地名
一七ヶ所	岩ヶ崎	若柳	菜館	登米	米谷	石ノ森	佐沼	瀬峰	学校名
二	高	高	館	三	三	四	四	二	学校名

宮城県疎開先略図

用語解説

用語	解説
赤紙 (召集令状)	戦時や事変時などによる必要に応じ、兵隊を召集するための令状。赤色の紙を用いたので、「赤紙」と呼ばれた。
応召	召集に応じて、指定の地に参集することをいう。
学童疎開	戦争末期、空襲による危険が大きくなると、都市部の小学校の小学校の児童は農村部に移動させられた。縁故疎開と集団疎開がある。
学徒出陣	戦局の悪化により、主として法文科系の大学生、高校・専門学校生の徴兵延期が昭和18年に停止され、入隊させられた。
学徒動員	戦局の激化に伴い労働力が不足したため、昭和19年の学徒勤労令により、学生・生徒が軍需工場などへ勤労働員された。
関東軍	満州に駐屯した日本陸軍部隊。当初、南満州鉄道株式会社周辺の警備に当たっていたが、しだいに満州支配の中核的役割を担うようになった。
玉音放送	昭和20年8月15日正午にラジオで放送された、天皇による終戦の詔勅の放送のことをいう。

空襲警報	敵機の来襲が確実となったときに、鳴らす警報のことをいう。爆撃はげしくなると、頻繁に鳴らされるようになった。
警戒警報	敵機の来襲は確実だが、攻撃目標がはっきりしないとき、その進行方向の地域でサイレンを鳴らすことにより、警戒を呼びかけた。
警防団	戦時中の災害の防御を目的として消防組と防護団とを統合して組織されたもので、昭和14年に結成され、同22年に廃止された。
ゲートル (巻脚絆 <small>まきばん</small>)	歩行の際にズボンの裾がはだけないように、脛 <small>すね</small> に巻く布又は革製の带状のひもをいう。主に陸軍の兵隊が着用したが、一般男子や学生なども使用した。
憲兵	軍事警察に属する軍人のことをいう。旧陸軍では、軍隊に関する行政警察や司法警察の役割をもはたし、のちに国民に対し思想弾圧なども行うようになった。
高射砲	航空機を射撃するために用いる中小口径砲。
焼夷砲	重油・揮発油などの焼夷剤を入れた爆弾をいう。火災を起こすため空襲の際、米軍が多用した。油脂焼夷弾・エレクトロン焼夷弾・黄燐焼夷弾などがある。
照明弾	夜間の攻撃や飛行機の着陸誘導などのために、強い光を発して地上を数秒から数分にわたって照らす砲弾をいう。

用語	解説
大本営	戦時や事変時において設置された最高戦争指導機関のことをいう。
徴兵検査	20歳になったら男子に対して、兵隊としての適性を検査することをいう。第一級での合格を甲種合格といい、その下に乙種、丙種などがあつた。
挺身隊	女子勤労挺身隊のことをいう。戦局の悪化により労働力が不足したため、男子の代わりに若年層の女子が軍需工場などで働かされた。
灯火管制	敵機による夜間襲来の際、爆撃の目標とされないように各家庭では消灯したり、窓や電灯をおおつて戸外に明かりが漏れないようにした。
隣組	戦時中の国民統制のために、町内会・部落会の下につくられた戦争遂行のための地域末端組織。これを通じて命令の伝達や生活必需品の配給なども行なわれた。
配給制	戦時体制下の品不足のため、米・味噌・塩・酒などは通帳・切符などによる配給制となり、衣料品は点数制により交付されるなど、さらに生活用品は価格が統制された。
八路军	日中戦争期に中国北部で活動した中国共産党軍。抗日戦の最前線で活動した。

B 29	
復員 防空壕	アメリカのボーイング社製の大型戦略爆撃機をいう。航続距離が長く、サイパン島を基地として日本本土を空襲した。広島・長崎に原子爆弾を投下した爆撃機として知られている。 召集解除された兵員が帰郷すること。 空襲時の被害から身をまもるため、庭などに掘ったあなぐらをいう。警戒警報・空襲警報が鳴るとそのあなぐらの中に避難した。
防空頭巾 モンペ	空襲による被害を避けるため、頭に被る。 足首のところがくくれている、ズボンに似た衣服のことをいう。動き易く、保温性に優れていたため、戦時中広く着用された。
予科練 ※軍隊の階級	海軍飛行予科練習生の略称である。採用年齢、修業年数によって甲種、乙種、丙種があつた。 将校（士官）として「大将、中将、少将、大佐、中佐、少佐、大尉、中尉、少尉」の順となり、次に「見習士官」、准士官としての「准尉」、それから下士官として「曹長、軍曹、伍長」とつづき、兵として「兵長、上等兵、一等兵、二等兵」というランクづけとなっていた。